

議案第2号

議案第3号

川崎市市民館条例の一部改正の方針について
川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

1 条例改正までの経緯

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

10年後の未来に向けて 「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

今後求められる役割 「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

今後のめざす方向性

行きたくなる市民館・図書館

～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、
「また行ってみたい・参加したい」市民館・
図書館となることをめざす。

まちに飛び出す市民館・図書館

～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざす。

地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

～地域資源や担い手づくりの推進～

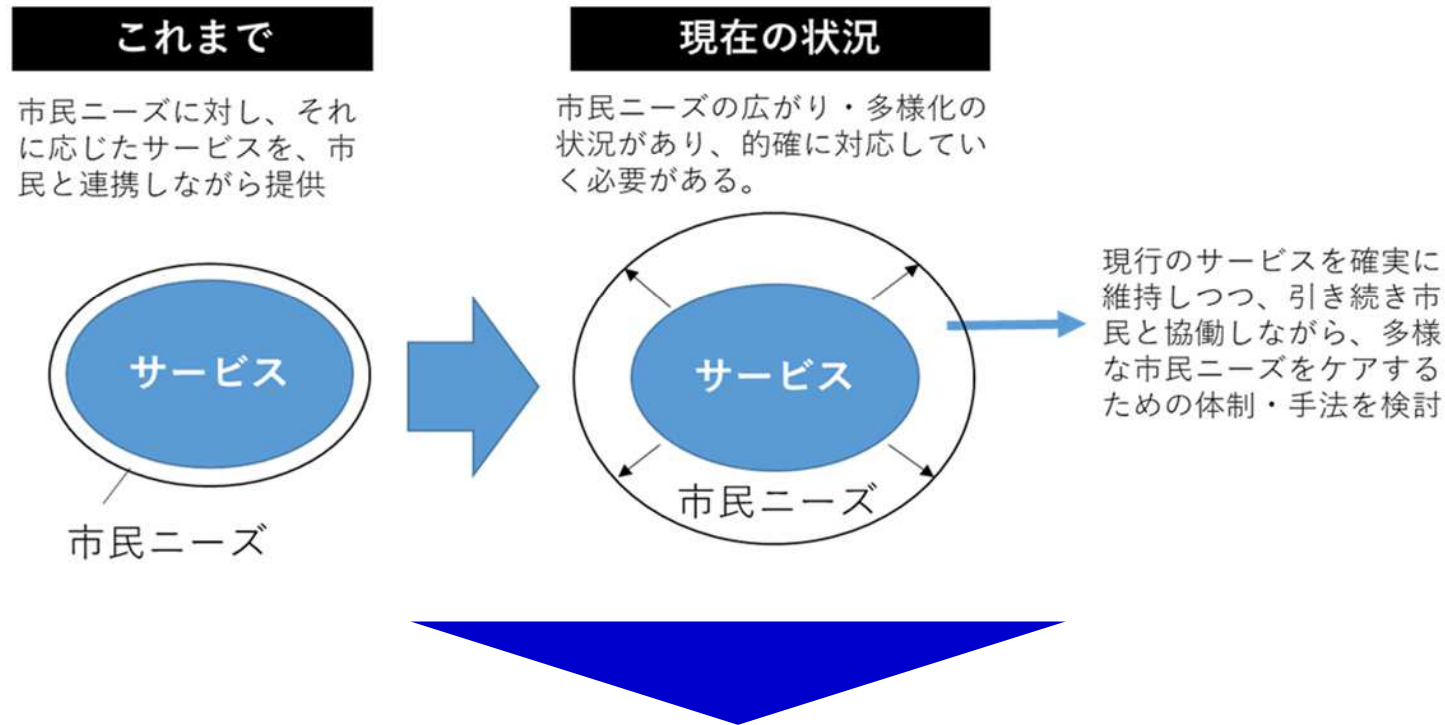
人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざす。

<効率的・効果的な管理・運営手法の検討>

今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施し、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していく。

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」 (令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでに本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

2 指定管理者制度導入予定時期

〔市民館〕

市民館名	導入予定時期
教育文化会館	令和9（2027）年11月
大師分館（プラザ大師）	令和9（2027）年11月
田島分館（プラザ田島）	令和9（2027）年11月
幸市民館	令和10（2028）年7月
日吉分館（プラザ日吉）	令和10（2028）年7月
中原市民館	令和7（2025）年4月 導入済
高津市民館	令和7（2025）年4月 導入済
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年4月 導入済
宮前市民館	令和14（2032）年度
菅生分館	令和14（2032）年度
多摩市民館	令和8（2026）年4月 導入済
麻生市民館	令和8（2026）年4月 導入済
岡上分館	令和8（2026）年4月 導入済

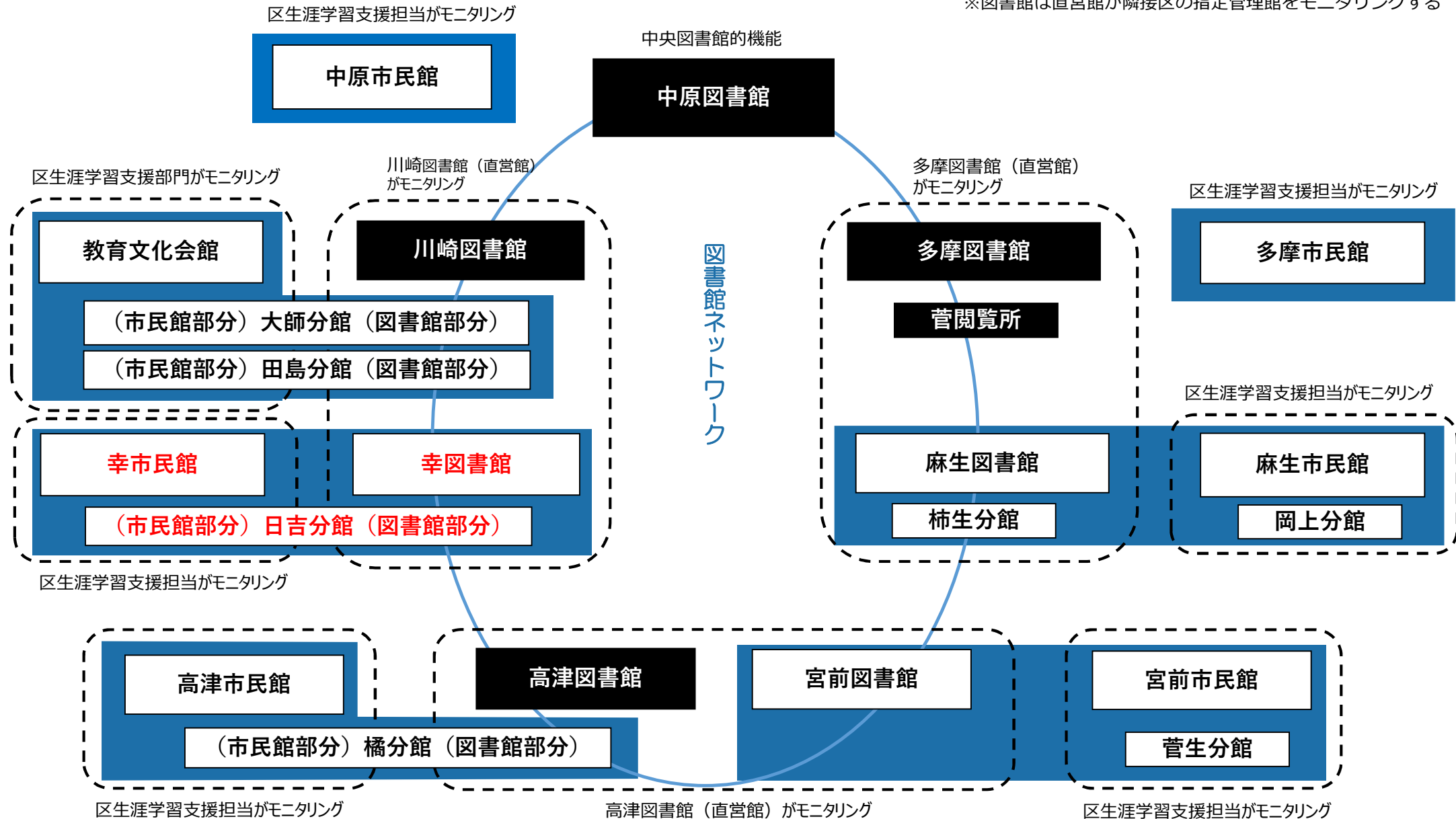
〔図書館〕

図書館名	導入予定時期
川崎図書館【直営館】	—
大師分館（プラザ大師）	令和9（2027）年11月
田島分館（プラザ田島）	令和9（2027）年11月
幸図書館	令和10（2028）年7月
日吉分館（プラザ日吉）	令和10（2028）年7月
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年4月 導入済
宮前図書館	令和14（2032）年度
—	—
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年4月 導入済
柿生分館	令和8（2026）年4月 導入済

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

3 指定管理者制度導入後の各館関係図

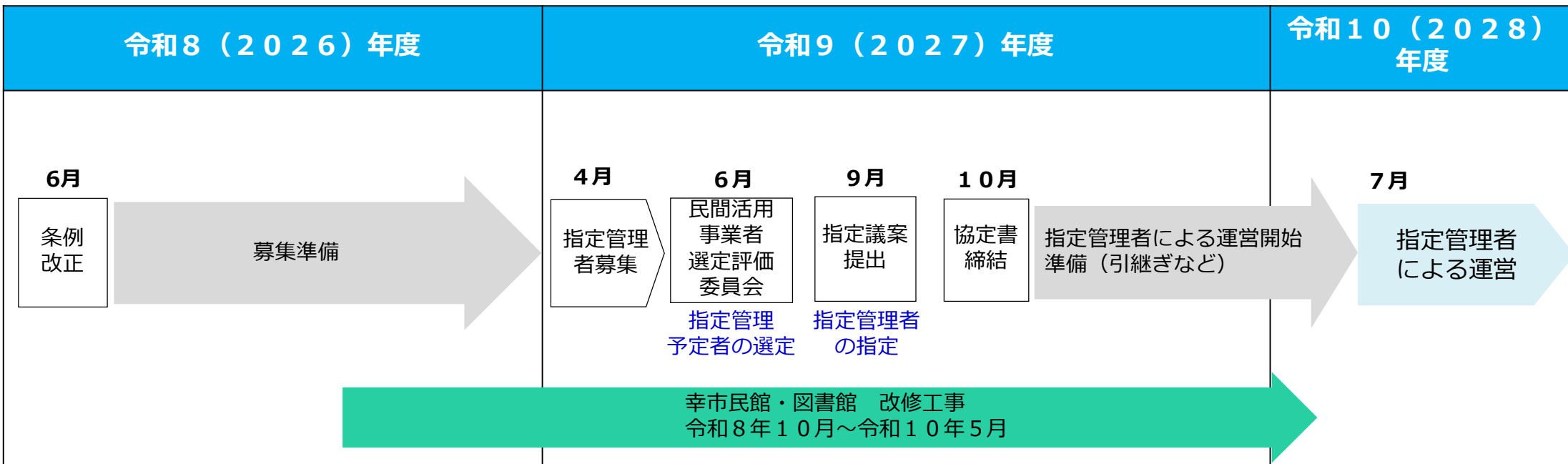
- ※黒色は直営館、白色は指定管理者制度導入館
- ※ 枠は同一指定管理者で対応
- ※市民館は枠線ごとに各区生涯学習支援部門が指定管理館をモニタリングする
- ※図書館は直営館が隣接区の指定管理館をモニタリングする



川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

4 導入スケジュール

幸市民館、幸市民館日吉分館、幸図書館、幸図書館日吉分館



5 条例改正の方針

(1) 川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）

川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館に指定管理者制度を導入するため、川崎市市民館条例第4条の2の施設名称の改正を行うもの

【参考】川崎市市民館条例（抜粋）

（指定管理者）

第4条の2 教育委員会は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するものに市民館（川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。

(2) 川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号）

川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館に指定管理者制度を導入するため、川崎市立図書館条例第5条の施設名称の改正を行うもの

【参考】川崎市立図書館条例（抜粋）

（指定管理者）

第5条 教育委員会は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するものに図書館（川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、川崎市立高津図書館橘分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。